主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中二〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護人岡本一治の上告趣意のうち、憲法違反をいう点及び判例違反をいうがごと き点は、原審においてなんら主張がなく、したがつて原判決が判断を示していない 事項に関する主張であるから、適法な上告理由にあたらず、その余は、事実誤認、 単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらな い。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五七年七月一九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	牧		圭	次
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	篮	野	宜	慶
裁判官	宮	崎	梧	_
裁判官	大	橋		進